

預金共通規定（普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定）

変更後	変更前
<p>3.（振込金の受入れ） (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出してください。この届出前に、届出行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通帳・証書を再発行する場合には当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>6.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p>7.（印鑑照合等） 払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>11.（解約等） (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。</p> <p>15.（規定の変更等） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>3.（振込金の受入れ） (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出してください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通帳・証書を再発行する場合には当金庫所定の手数料をいただきます。</p> <p>6.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>7.（印鑑照合等） 払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>11.（解約等） (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>15.（規定の変更等） 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>